

# 伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方に関する報告書

令和3年10月7日

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会

# 目次

1	はじめに	1
2	検討対象施設	2
3	施設のあり方の検討	
(1)	施設の現状	3
(2)	施設のあり方に関する意見	4
ア	スポーツ施設	4
イ	高齢福祉施設	5
ウ	保健施設	6
4	今後の公共施設のあり方検討に当たっての留意事項	7

## 別紙<資料編>

- 1 第1回委員会資料
- 2 第2回委員会資料
- 3 第3回委員会資料
- 4 第4回委員会資料
- 5 第5回委員会資料

# 1 はじめに

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに当たり、依然として厳しい財政状況であることや人口減少と高齢化の進行も相まって、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置を進めていくことが求められています。

本市においても、過去に整備された施設の老朽化が進んでおり、今後更新費用が増加することが予想されます。また、更新に係る費用と投入できる予算には大きな差があることが判明しており、この差をどのように圧縮していくかが課題となっています。

この解決に向けて、本市では平成28年8月に「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」を策定し、このなかで市が所有する施設の状況や更新に係る費用の推計、施設区分別の方針等を示していますが、施設ごとの整備については、各施設を所管する部署において今後の具体的な対応方針をまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的とした「個別施設計画」を策定しています。

本委員会は、施設に関わる有識者で構成され、「50年、100年経っても持続可能な地方都市伊勢崎」を目指すという市長の思いを受けて、スポーツ施設（市民プール、あずまウォーターランド、境プール）、高齢福祉施設（ふくしプラザ、ふれあいセンター、老人いこいの家、みやまセンター、境社会福祉センター）及び保健施設（健康管理センター、赤堀保健福祉センター、あずま保健センター、境保健センター）について、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」を踏まえつつ、市民の皆様の意見等を取り入れながら各施設の今後のあり方を検討し、その意見を市長に報告することを目的に設置されました。

本委員会では、本年5月20日の現地視察を含め全5回にわたり会議を開催し、対象施設の今後のあり方について検討を行いました。検討に当たっては、市民サービスを損なうことなく規模や配置の適正化を目指すとともに、代替機能の拡充やサービスの提供及び跡地の利用等を勘案しながら、管理運営に係るコスト計算による比較分析、市民アンケート、パブリックコメント手続の結果など様々な手続きを経て得た資料を参考に進めました。

公共施設のあり方については、単に施設の廃止や存続を議論するのではなく、既存施設をいかに充実させ、生まれ変わらせるようなイメージを持って検討を進めることが重要です。併せて、市民の皆様が施設を気軽に利用できるように使い方を見直すとともに、柔軟な管理運営方法に改善する必要があります。

今後も引き続き、公共施設の長寿命化や効率的な管理運営は継続的な課題であり、施設の統廃合や複合化を進めることについては、避けて通れません。本報告書にまとめた留意事項を踏まえて、行政としては将来を見据えた施設のあり方の全体像や方向性を示した上で、市民の皆様のご意見等を十分反映させながら公共施設のあり方について検討を進めることを提案します。

## 2 検討対象施設

本市が所有する全516施設（令和2年度末時点）の中から特に老朽化が指摘され、施設の維持管理や更新等についての課題解決が急務となっている、スポーツ施設、高齢福祉施設及び保健施設を検討対象としました。

### 検討対象施設一覧

	施設名	意見書提出日
スポーツ施設	伊勢崎市民プール	令和3年8月25日
	あずまウォーターランド	
	境プール	
高齢福祉施設	ふくしプラザ	令和3年10月7日
	ふれあいセンター	
	老人いこいの家	
	みやまセンター	
	境社会福祉センター	
保健施設	健康管理センター	令和3年7月15日
	赤堀保健福祉センター	
	あずま保健センター	
	境保健センター	

※検討に当たっては、まず「保健施設」、次に「スポーツ施設」、最後に「高齢福祉施設」の順で進めました。

### 3 施設のあり方の検討

#### (1) 施設の現状

##### ◆ スポーツ施設

スポーツ施設のうち市営プールは、現在3施設あります。伊勢崎市民プールは、地下水脈の影響で50メートル槽プール底の亀裂等が年々激しくなっていることや管理棟の耐震性能が低いこと等により、令和2年度から休止しています。

あずまウォーターランドは、通年利用できる屋内温水プールを中心に、ウォータースライダーやトレーニング室を併設しており、比較的高齢者の利用が多い施設です。境プールは、屋外施設で夏期のみ利用となり、流水プールやスライダーなど、家族や友人とレジャー目的での利用が多くなっています。

利用者数については、あずまウォーターランドと境プールがほぼ横ばいとなり、伊勢崎市民プールは減少傾向にあります。

##### ◆ 高齢福祉施設

高齢福祉施設のうち入浴施設は、現在5施設あります。老人いこいの家と境社会福祉センターは建築後40年以上が経過し、ふくしプラザ、ふれあいセンター及びみやまセンターについても、今後大規模改修が必要な時期の目安とされる築30年を迎えます。

いずれの施設も浴室に加え、広間や会議室等が整備されています。ふくしプラザは多目的ホールやトレーニングルームを併設しており、利用者が多い施設です。みやまセンターはデイサービス施設を併設しています。

##### ◆ 保健施設

保健施設は、現在4施設あります。赤堀保健福祉センター以外の施設は、建築後35年以上が経過し老朽化が激しく、修繕などの維持管理費も増加傾向にあります。

また、施設の機能や付帯する設備などにおいても多様化する市民ニーズに対応できない状況にあり、特に、健康管理センター内に設置されている子育て世代包括支援センターにおいては、規模的にも機能的にも本来業務を円滑に遂行するには厳しい施設環境下にあります。

## (2) 施設のあり方に関する意見

ア スポーツ施設（令和3年8月25日付市長へ提出） 以下、「意見書」本文。

### 伊勢崎市スポーツ施設のあり方に関する意見

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会は、5月20日の現地視察をはじめ4回にわたり会議を開催し、コスト計算による比較分析や市民アンケート、パブリックコメントなど様々な資料を参考に対象施設の今後のあり方を検討してきました。

今回は、スポーツ施設（伊勢崎市民プール、あずまウォーターランド及び境プール）のあり方について、以下の点に留意しながら検討を行い、意見をまとめました。

#### 【検討に当たっての留意点】

- 1 競技用プール（25m、50m）の必要性の有無  
※伊勢崎市民プールの廃止に伴い、競技用プールがなくなることを想定
- 2 近隣自治体及び民間が所有する施設利用の可能性
- 3 施設、設備の維持管理及び保守点検等費用に準じた適正な利用料金の設定

#### スポーツ施設のあり方に関する意見

- ・あずまウォーターランド及び境プールは、それぞれの特長を生かしつつ  
存続させる
- ・競技用プールは、近隣自治体等の施設を利用する
- ・利用料金は、施設の管理運営経費に見合った金額に見直す こと。

伊勢崎市民プールは、50m槽プールにおいて、地下水脈からの圧力によりプール底に亀裂等が発生したことや機械設備等の老朽化が著しいことから廃止とする。なお、競技用プールは他の既存施設へは併設しないものとする。ただし、その機能を補完する意味から、小学校の水泳記録会及び中学校体育連盟の各種大会は、近隣自治体や民間事業者の施設を利用できるよう財政的支援を含め対応するものとする。

また、プール施設等の利用料金は、管理運営費や将来的な更新費等を十分考慮し、適正な金額に見直すものとする。

#### 【付帯意見】

- ・小学校の水泳記録会、中学校体育連盟の各種大会が市外の施設で開催され、移動に当たってバス等を利用する場合には、市が費用を負担することを検討すること。
- ・市水泳協会主催の大会の開催に当たっては、あずまウォーターランドを使用することについて配慮すること。
- ・65歳以上の人の利用料金については、徴収することについて検討すること。ただし、利用者の健康増進に寄与していることも踏まえ、利用機会を損なうことのないよう減免措置を講じるなど配慮に努めること。
- ・夏期のプール施設の利用に関しては、日除けやミストなど施設内環境の整備や安全な交通手段の確保を通じて熱中症対策についても検討すること。

イ 高齢福祉施設（令和3年10月7日付市長へ提出） 以下、「意見書」本文。

## 伊勢崎市高齢福祉施設のあり方に関する意見

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会は、5月20日の現地視察をはじめ5回にわたり会議を開催し、コスト計算による比較分析や市民アンケート、パブリックコメントなど様々な資料を参考に対象施設の今後のあり方を検討してきました。

今回は、高齢福祉施設（ふくしプラザ、ふれあいセンター、老人いこいの家、みやまセンター及び境社会福祉センター）のあり方について、以下の点に留意しながら検討を行い、意見をまとめました。

### 【検討に当たっての留意点】

- 1 施設設置当初との社会情勢の変化（入浴施設設置数<sup>※1</sup>・高齢化率<sup>※2</sup>）
- 2 各施設の耐用年数及び老朽化の度合い
- 3 施設、設備の維持管理及び保守点検等費用に準じた適正な利用料金の設定
- 4 施設の有効利用

※1・公衆浴場数（銭湯等） 1980年：15,696件、2019年：3,398件

※2・高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合） 1980年：9.1%、2019年：28.4%

・65歳以上人口を15～64歳人口で支える割合（人数） 1980年：7.4人で1人、2019年：2.1人で1人

### 高齢福祉施設のあり方に関する意見

- ・老人いこいの家及び境社会福祉センターは、代わりとなる交流の場を確保したうえで廃止すること。
- ・ふくしプラザ、ふれあいセンター及びみやまセンターについては、利用料金を施設の管理運営経費に見合った金額に再設定するとともに、心身の健康増進のための機能を充実させること。なお、ふくしプラザについては、今後大規模な改修が必要となった際には入浴機能を廃止すること。

老人いこいの家と境社会福祉センターは築41年が経過し、施設の老朽化が著しいことから廃止とする。ただし、他の既存施設を活用し、地域における交流の拠点をそれぞれ整備することが求められる。

比較的築年数が浅く利用人数も多いふくしプラザ、ふれあいセンター及びみやまセンターについては存続することとするが、今後とも管理運営経費等の削減に努め、さらに受益者負担の観点から適正な利用料金を再設定するとともに、利便性向上に向けて心身の健康増進のための機能を充実させることが望ましい。

ふくしプラザについては、浴室が建物の4階に設置されており施設の更新に多大な費用が掛かることから、今後大規模な改修が必要となった際には入浴機能を廃止することが望ましい。また、ふれあいセンター及びみやまセンターにおいては、適正な維持管理を着実に進めていくものとする。

### 【付帯意見】

- ・65歳以上の市民の利用料金を徴収することについて検討すること。
- ・老人いこいの家に代わる交流の場としては、保健施設の統合により活用可能となる赤堀保健福祉センターを、境社会福祉センターに代わる交流の場としては、境地域福祉センターの有効活用を検討すること。またその際には、心身の健康増進のための機能を充実させること。
- ・市営入浴施設の廃止に伴い、その代替として、民間の入浴施設を利用する際の費用助成について検討すること。

ウ 保健施設（令和3年7月15日付市長へ提出） 以下、「意見書」本文。

## 伊勢崎市保健施設のあり方に関する意見

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会は、5月20日の現地視察をはじめ3回にわたり会議を開催し、コスト計算による比較分析や市民アンケート、パブリックコメントなど様々な資料を参考に対象施設の今後のあり方を検討してきました。

まずは、保健施設（伊勢崎市健康管理センター、同赤堀保健福祉センター、同あずま保健センター及び同境保健センター）のあり方について、以下の点に留意しながら検討を行い、意見をまとめました。

### 【検討に当たっての留意点】

- 1 利用者にとっての機能の充実と利便性の向上
- 2 行政にとっての適正な職員配置とコストの削減
- 3 将来に向けての公共施設の有効活用

### 保健施設のあり方に関する意見

#### 4つの保健施設を新保健センターに統合すること

#### 赤堀保健福祉センター施設を有効活用することが、最適策である。

施設の統合は、一部の利用者にとっては移動の距離や時間が長くなるというマイナス面の状況も生まれますが、これまで以上に乳幼児健康診査や各種相談等のスペースを確保できるとともに、子育て世代包括支援センター\*の機能も拡充されます。

行政改革の面では、子育て世代包括支援センターへの新たな職員配置が見込まれるものの、一方では保健業務に関わる職員の削減や、施設の維持管理経費の圧縮を実現できます。

さらに、市民アンケートにおける回答者の約6割が施設の統合に理解を示しているとおおり、公共施設の総量の最適化が望ましく、将来的なコストの削減につながります。

※子育て世代包括支援センター：子育てに関する相談、遊び場や一時預かりを行う施設

### 【付帯意見】

- ・赤堀保健福祉センターは、統合に伴い施設の大部分に余剰スペースが生じるため、赤堀図書館や赤堀歴史民俗資料館などを移設し、複合的に活用すること。
- ・施設の統合に伴い、来所に当たり移動が困難になる人への対応を検討すること。
- ・新保健センター建設後も、赤堀・あずま・境支所などを利用して各種届出や相談業務の一部を継続するなど可能な限り各地域に密着した体制を維持すること。



## 4 今後の公共施設のあり方検討に当たっての留意事項

本委員会において、スポーツ施設、高齢福祉施設及び保健施設のあり方について検討を行い、それぞれについて意見をまとめる過程で様々な課題が挙げられました。それらを踏まえ、今後さらに公共施設のあり方の検討を進めるに当たっては、下記事項に留意して進めるよう提案します。

### ○適正な施設整備の方向性について

公共施設の整備に当たっては、財政規模に応じた総量の適正化を図る必要があります、そのためには、計画的な修繕や改修等を通じた施設の長寿命化とともに、統廃合や複合化を併せて進めていく必要があります。その際、存続させる施設については、適正な維持管理を実現するための予算確保が必須です。

### ○利用者のニーズに合わせた施設整備

施設の統廃合や複合化を検討するに当たっては、利用者の意見を把握しながら進めることが重要であるとともに、不利益を被る利用者が生じる場合には、代替サービスの提供を十分に検討し、利便性を維持、向上させることが重要です。

### ○利用者の視点に立った施設の管理運営について

多様な市民が広く気軽に施設を利用できるようにするためには、施設の複合化や多機能化に加え、縦割り行政による利用目的制限の緩和や魅力的な特長の付加などの見直しを図る必要があります。

### ○統廃合や複合化に伴う跡地利用等について

施設の統廃合や複合化に当たっては、全ての公共施設を対象に横断的に見直すことで、跡地の有効活用や代替施策の検討を進めていくことが重要です。

### ○民間施設等の活用について

これまで公共が担ってきたサービスが、現在では民間でも提供されていることが多いことから、民業圧迫を避ける観点からも、類似のサービスを提供する公共の代替施設として民間施設等の活用を検討することが重要です。

### ○広域連携の推進について

あらゆる行政サービスを単独の自治体だけで完結することは非効率的です。公共施設までの距離は、地域によって異なり、県有施設等も含め周辺自治体の公共施設が近い場合もあるなど立地の課題があるため、他自治体の施設を効率的に利用できるよう広域連携を推進することが重要です。

### ○適正な施設利用料金への改定について

施設の管理運営に当たっては、利用者が安心安全に利用できるよう定期的な保守点検をはじめ修繕や改修等を行っているため、利用料金は、受益者負担の原則に基づき、経費に見合った金額に改定する必要があります。ただし、利用料金の減免等に関する措置は、必要に応じて講じるものとしします。

### ○将来を見据えた公共施設の整備方針の実現について

本年度見直しを行っている伊勢崎市公共施設等総合管理計画と、それに基づき具体的な方策を示した個別施設計画を指針とし、およそ30年後の伊勢崎市の姿をイメージできる全体像や方向性を示した上で、施設の適正規模や適正配置などについて市民との対話を通じて着実に検討を進める必要があります。